

第16回消費者契約法専門調査会

「中間取りまとめ(案)」に関する意見

東京大学大学院経済学研究科

柳川範之

申し訳ありませんが、海外出張により第16回の専門調査会を欠席させていただきますため、以下に意見を記させていただきます。

全体に対する意見：

まず、多様な意見や主張が行われた中でここまで中間取りまとめ(案)をまとめられたことに対し、深く敬意を表したいと思います。しかしながら、まだ大きな課題を抱えており、その点については注意深い検討と記述が必要と思われます。

一番の大きな懸念点は、現段階でとりまとめられている、法の見直しによって、

真っ当な事業者がどのような影響を受けるのかが、まだ十分に検討されていない点です。

問題のある行為や契約を抑止する上で、どのような立法が必要かという点では、多くの議論がなされ検討が行われてきたと認識しております。しかし、立法にあたっては、適切に問題だけを潰し、健全な活動をしている事業や取引をできるだけ阻害しないものでなければなりません。この点は、「第1 見直しの検討を行う際の視点」でも、「事業者の予測可能性を担保し、経済活動が円滑に進むように留意する必要がある。」と明記されています。

しかしながら、その後の文章において、この視点をどのように取り入れて主張を導いているのか、どう留意されているのかが、ある程度行われているものの、必ずしも十分に記述されていません。また、今までの会合においても、それはまだ十分に行われていなかったように思います。

言い換えれば、網が小さすぎないかの検討は詳細に行われたものの、網が大きすぎるかどうかの検討は、実際の事業活動を詳細に検討しなければならないため、まだ十分ではないと思われます。

もっとも、それはある意味では当然の面があり、事業者がどのような影響を受けるか、どのような予測可能性を持つかは、ある程度立法案が固まってこなければ、考えようがないというのも事実だと思います。

これらの点を考え合わせると、

今回の「中間取りまとめ(案)」である程度合意が得られたと考えられる点についても、それで一定の方向性が定まったと考えるべきものではなく、今後、事業者ヒアリングを行い、

どのような法改正であれば、真つ当な事業を阻害しないかを詳細に検討するための、たたき台と位置づけるのが適当である

と考えます。現在の「中間取りまとめ（案）」でも、このスタンスと思われますが、より明確にするために、可能であれば、「おわりに」等でこの点を明記して頂くことを要望致します。

もちろんこの私見は、問題のある事業者に言い逃れを与える、あるいは問題のある契約を見逃すべきだという主張ではなく、また今後のヒアリングおよび検討も、そのような目的の為であってはならないと考えます。ですが、小さすぎず、かつ大きすぎない網をかけるためのヒアリングとその後の検討は不可欠だと思います。

個別論点

P8 勧誘要件のあり方

ア第2段落

「不特定の者に向けた広告等をみて契約を締結することも多くなり」とありますが、広告をみて契約を締結すること自体は以前から行われていたことであり、やや不十分な文章の気がします。

イ 「不特定の者に向けた広告等の中にも、消費者の意思形成に直接的に影響を与えるものがあり、取消しの規律の適用を認めるべき場合があること自体については、委員から特段の異論はなかった。」

とありますが、取消しの規律の適用を認めるべき程かについては、多少慎重に考える必要があり、委員から異論がなかったとするのは、少し強すぎる表現のように思われます。

P12 3 不利益事実の不告知 (1) 不実告知型

ウ 「先行行為として告げた利益と告げなかった不利益事実とは表裏一体で一つの事実と見ることができることから」「不実告知型と不実告知とを同視して取扱うことと」するとありますが、両者を同視して取り扱う理由としては、やや説得力に欠けるように思われます。

P31 2 損害賠償額の予定・違約金条項 (2) 「平均的な損害の額」の立証責任

ウ それまでのア、イの記述を踏まえると、ウの結論はやや唐突な感があり、もう少し主張を弱めるか、あるいは説得的な理由を加えるのが適当のように思われます。

以上